

議案第41号

静岡市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める 条例の制定について

静岡市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項の規定に基づき、市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものとする。

(設備に関する基準)

第2条 政令第8条第1項の規定により食品衛生検査施設の設備について条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥機、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

(職員の配置に関する基準)

第3条 政令第8条第1項の規定により食品衛生検査施設の職員の配置について条例で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の廃止)

- 2 静岡市食品衛生法の施行等に関する条例（平成15年静岡市条例第167号）は、廃止する。